

## 審査基準（公表用）

様式第3号  
所管課  
建築住宅課

法令名	建築基準法				法令番号	昭和25年法律第201号		
手続名	再開発等促進区等における建築物の各部分の高さ制限の例外許可				根拠条項	法第68条の3第4項		
審査基準	<p>○建設省通達に準ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「建築基準法等の一部を改正する法律の一部施行について」(平成14年12月27日国住街110号)</li> </ul> <p>※建築審査会の同意が必要</p>							
受付機関	土木事務所	処理機関	建築住宅課	交付機関	土木事務所	標準処理期間 90日	目次 No.	54
						標準経由期間 日		